

実用新案登録制度

国名	存続期間			出願公告	備考
	審査	起算日	期間(年)		
日本	×	出	6	×	
インドネシア		登	10		Simple Patent
中国	×	出	10	×	特許法中に規定
台湾		出	12		特許法中に規定
韓国	×	出	10	×	2001.7.1 改正
フィリピン	×	出	7	×	
マレーシア		登	10 延 第1回5年 第2回5年	×	特許法中に規定 2001.8.1 改正
オーストラリア		出	6	×	1999.1.27 改正 Innovation Patent
モロツコ (旧タンジール地域)	×	出	10	×	
ドイツ	×	出願の翌日	3 延 第1回3年 第2回2年 第3回2年	×	
イタリア	×	出	10	×	
ポーランド		出	5 延5		2001.8.21 改正
ポルトガル		出	6 延2年ずつ 2回		2003.7.1改正
ギリシャ	×	出	7	×	
スペイン		出	10		特許に関する規定が適用される
フィンランド	×	出	4 延 第1回4年 第2回2年	×	1996.1.1 改正
フランス	×	出	6		実用新案証
エストニア	×	出	4 延 第1回4年 第2回2年	×	
ロシア	×	出	5 延3	×	
ウクライナ		出	5 延3	×	
グアテマラ		出	10	×	2000.11.1改正 特許法中に規定
メキシコ		出	10		
ブラジル		出	15	×	1997.5.15改正
ウルグアイ	×	登	5 延5	×	
チリ	×	出	10	×	
アフリカ知的財産権機関 (OAPI)	×	出	5 延3	×	

出典：WIPO発行「Industrial Property Laws and Treaties」、AIPPI日本部会発行「外国工業所有権法令集」等
注：

- (1) 審査の項中、は「審査主義」を、×は「無審査主義」をとっていることを示す。
- (2) 存続期間の項中、「起算日」の項において、「出」とは出願日を、「登」とは登録日を示し、「期間」の項において「延」とは期間延長を示す。
- (3) 出願公告の項中、は「出願公告制度」をとっていることを、×は当該制度をとっていないことを示す。

問い合わせ先：国際課